

令和6年6月の介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員ベースアップ等加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

1. 現行の介護職員等処遇改善加算(I)から(III)までを取得していること。
2. 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

3の「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②に介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用し、新加算の取得状況・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表している事です。この要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

## 当法人における職場環境等要件に関する取り組み

### 入職促進に向けた取組

- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みを構築。

### 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。

### 両立支援・多様な働き方の推進

- 有給休暇が取得しやすい環境の整備。

### 腰痛を含む心身の健康管理

- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。

### 生産性向上のための業務改善の取組

- 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化。

### やりがい・働きがいの構成

- ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。